

上田市中小企業退職金共済掛金補助金制度の御案内

1 対象となる共済制度

- (1) 中小企業退職金共済 [(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部]
- (2) 特定業種退職金共済
 - ・ 建設業退職金共済 [(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部]
 - ・ 林業退職金共済 [(独)勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部]
 - ・ 清酒製造業退職金共済 [(独)勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部]
- (3) 特定退職金共済 [商工会議所、各商工会、長野県中小企業団体中央会]

2 対象となる事業主（次のいずれにも該当する事業主）

- (1) 市内に事業所を有し、申請時に事業を営んでいる事業主
- (2) 令和3年2月1日以降、退職金共済に新規加入した従業員がいる事業主

前職等で加入履歴があっても、その加入履歴は含めず現職での36ヶ月間が補助対象です。

- (3) 市税の滞納がない事業主

3 対象となる掛金及び補助額（36ヶ月分を複数年に分けて申請していただきます。）

同一の従業員が複数の共済に加入している場合、加入年月日が最も早い共済が補助対象です。

対象掛金 令和6年1月から令和6年12月までの期間で共済金を支払った月の掛金

（年途中で退職等により共済を退会した場合は、退会した月までが補助対象です。）

補助額 一般従業員 一人あたり月700円 / 短時間労働者 一人あたり月350円

（短時間労働者…一週間の労働時間が通常の労働者に比べて短くかつ30時間未満の労働者）

4 提出書類（必要に応じ、その他の確認書類を御提出いただくことがあります。）

各種様式は市のホームページでも公開しています。

（中小企業退職金共済掛金補助 <https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/koyo/1746.html>）

- ☐ 補助金交付申請書 兼 請求書（様式第1号）

従業員が複数の共済に分かれて加入している場合は、共済ごとにご提出ください。

- ☐ 月別、個人別掛金内訳書（様式第2号）

- ☐ 納税状況調査同意書

- ☐ 退職金共済手帳の写し（窓口持参の場合は原本可、内容確認後返却します。）

- ☐ 林業退職金共済加入の場合、林業退職金共済手帳申込書の写し（加入年月日がわかるもの）

5 申請先

- (1) 郵送の場合

〒386-0012 上田市中央四丁目9番1号 上田市地域雇用推進課 退職金共済掛金補助金 担当宛

- (2) ご持参の場合

上田市勤労者福祉センター内上田市地域雇用推進課（本庁舎と場所が異なりますので、ご注意ください。）

丸子地域自治センター産業観光課、真田地域自治センター産業観光課、武石地域自治センター産業観光課

6 申請期間

令和7年1月6日(月)から令和7年1月20日(月)まで

・ご持参の場合：上記持参窓口へ（平日午前8時30分から午後5時15分）

・郵送の場合：令和7年1月20日(月)消印有効

7 お問い合わせ

上田市 産業振興部 地域雇用推進課

電話：0268-26-6023 FAX：0268-26-6024 E-mail: koyo@city.ueda.nagano.jp